

舞鶴契第 14 号
平成29年6月1日

舞鶴市建設工事入札参加資格者
市内業者 様

舞鶴市長 多々見 良三

工事成績評定に係る入札指名等の取扱いについて
(お知らせ)

表記の件につきまして、工事成績評定5.4点以下の場合の指名等の取扱いについて、下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1. <<変更前>>

工事成績評定5.4点以下の場合、直近2件の入札について指名しない（又は、条件付一般競争入札の参加要件を満たさない）ものとする。

<<変更後>>

工事成績評定5.4点以下の場合、直近2件の入札について指名しない（又は、条件付一般競争入札の参加要件を満たさない）ものとする。この場合において、改善計画の提出がないときは、当該提出があるまでの間は指名しないものとする。

※上記の適用において、当該検査日の前1年以内に行った検査において、同様（5.4点以下）の評定がある場合は、直近4件の入札について指名しない（又は、条件付一般競争入札の参加要件を満たさない）ものとする。

2. 変更後の取扱対象工事

平成29年4月以降に契約締結した工事を対象とします。

3. その他

上記1の取扱いは、従前どおり、当該工事成績の通知後1年以内で、工事種別が同じものに限りません。